

判決年月日	平成 2 5 年 3 月 2 1 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）10262号		
○ ガラスを熔融し、純化しかつ均質化する方法を、白金からなる構成部分を使用する場合でも酸素リボイルが防止されるように構成することを課題とし、1 8 5 0℃という高温において化学的清澄を行う発明の容易想到性を判断するにあたり、審決が、溶解に高温度（特に1 7 0 0℃以上）を要するガラスを、不純物や泡・異物等の無い高品質なガラスとして製造する技術を提供することを課題とし、1 8 5 0℃で物理的清澄が行われ化学的清澄を併用する動機付けがない引用発明から容易想到と判断したことは、誤りである。			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

原告は、発明の名称を「ガラス熔融物を形成する方法」とする発明について拒絶査定不服審判を請求した。特許庁は、本願発明は引用刊行物に記載された発明に基づいて容易想到であるとして、不成立審決をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

ガラスを熔融し、純化しかつ均質化する方法を、白金からなる構成部分を使用する場合でも酸素リボイルが防止されるように構成するために、熔融物が1 7 0 0℃を超える温度に加熱され、純化（清澄）段階における温度が1 8 5 0℃である点でも共通するものといえる。

しかし、本願発明の解決しようとする課題は、ガラスを熔融し、純化しかつ均質化する方法を、白金からなる構成部分を使用する場合でも酸素リボイルが防止されるように構成することであるのに対して、引用発明の解決しようとする課題は、溶解に高温度（特に1 7 0 0℃以上）を要するガラスを、不純物や泡・異物等の無い高品質なガラスとして製造する技術を提供することであり、本願発明と引用発明とでは、解決しようとする課題が相違する。

また、引用発明は、粗溶解したガラスを高周波誘導直接加熱により直接加熱して、溶解・均質化・清澄するものであるが、清澄は、ガラス中に発生する誘導電流に伴う強制対流混合によりなされるものであり、一種の物理的清澄と解される。引用文献 1 には、熔融ガラスに清澄剤を添加して清澄ガスを発生させて清澄すること、すなわち化学的清澄については記載も示唆もない。引用文献 1 は、物理的清澄を行う引用発明において化学的清澄を併用する動機付けがあることを示すものとはいえない。

引用発明は、1 8 5 0℃で清澄が行われるものであるが、このような高温において化学

的澄清を行うことが通常のこととはいえず、また、このような高温で使用できる澄清剤が知られているともいえない以上、1850℃という高温において物理的澄清が行われる引用発明において、化学的澄清を併用する動機付けがあるとはいえない。